

原発避難者 群馬訴訟

国の責任認めず 東京高裁が不当判決

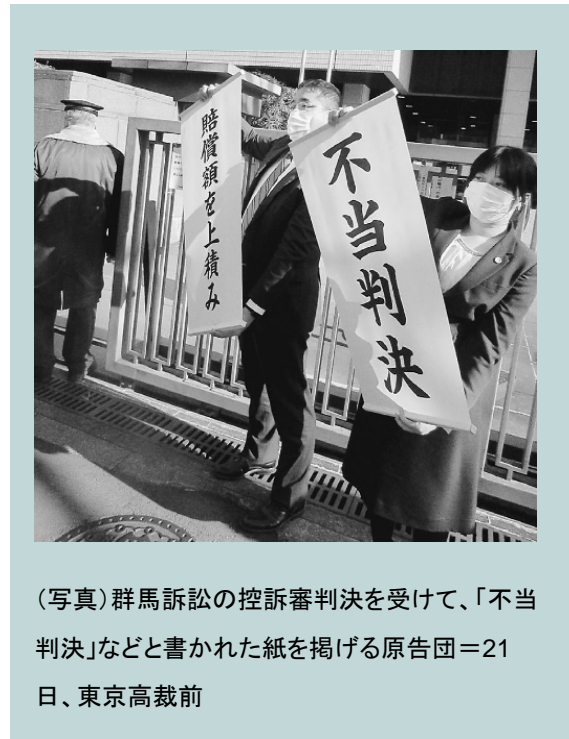
しんぶん赤旗 2021年1月22日(金)

東京電力福島第1原発事故をめぐり福島県から群馬県に避難した住民ら91人が国と東電に総額約4億5000万円の損害賠償を求めた訴訟の控訴審判決で、東京高裁(足立哲裁判長)は21日、国と東電双方の責任を認めた一審前橋地裁判決のうち、国の責任を認めた部分を取り消しました。その上で東電に対して、原告90人に計約1億1970万円を支払うよう命じました。原告らは「不当判決」「絶対に受け入れられない」と批判しました。

同様の集団訴訟で国も被告とした控訴審判決で国の責任を初めて認めた「生業(なりわい)を返せ、地域を返せ！」福島原発訴訟の仙台高裁判決(昨年9月)と判断が分かれました。

事故の原因となった福島第1原発の敷地を超える津波について足立裁判長は、国の地震調査研究推進本部が2002年に公表した、三陸沖から房総沖にかけての地震予測「長期評価」の知見には「異論があった」などとして、長期評価によって津波の発生を予見することができるとはいえないと判断。長期評価に従って防潮堤設置や水密化措置の対策を講じても「事故の発生を回避することはできなかった」として、国が東電に規制権限を行使しなかったことは「違法とはいえない」と結論づけました。

一方、避難指示によらずに避難した場合も避難の選択が一般人の感覚に照らして合理的であると評価できる場合には、避難の合理性が認められると指摘。慰謝料額の算定に際し、個々の原告らについて従前の生活状況、避難や避難生活の状況などの事情を考慮して算定するのが相当としました。2017年の一審判決は国と東電に計3855万円の賠償を命じていました。



(写真)群馬訴訟の控訴審判決を受けて、「不当判決」などと書かれた紙を掲げる原告団＝21日、東京高裁前

原発避難 群馬訴訟

東京高裁判決 “最もひどい” 国追隨 「業界内部の基準」優先に批判

しんぶん赤旗 2021年1月26日【社会】

東京電力福島第1原発事故をめぐり福島県から群馬県に避難した住民らの訴訟で、東京高裁（足立哲裁判長）は21日、一審前橋地裁判決の国の責任を認めた部分を取り消し、国の責任を否定しました。「（事故を起こした大津波の）予見可能性が認められない理由が一連の判決の中で最もひどい」と批判の声が上がっています。

昨年9月、「生業（なりわい）を返せ、地域を返せ！」福島原発訴訟で仙台高裁は国の責任を認めました。判断を分けたのは、国の地震調査研究推進本部（推本）が2002年7月に公表した地震予測「長期評価」の信頼性に対する評価です。長期評価は、福島県沖を含む三陸沖北部から房総沖の日本海溝寄りのどこでもマグニチュード(M)8クラスの津波地震が30年以内に20%程度の確率で起きると予測。東電は長期評価を踏まえた分析を08年に行い、福島第1原発の敷地高を大きく上回る高さ15・7メートルの津波が襲来する計算結果を得ています。

「想定されなかった」

東京高裁は、長期評価の知見が国の規制権限行使の要件に足るものかどうかを判断する根拠として、土木学会が02年にまとめた、原発の津波水位設定手法「津波評価技術」を据えました。国は津波評価技術では福島第1原発の敷地を超える津波は想定されなかったと主張しました。

津波評価技術を審議した土木学会の部会の委員30人のうち半分以上の17人は電力会社の社員や関係者です。判決はそれを国の機関が公表した長期評価の見解より重視し、津波評価技術の知見と「整合しないものであった」から、津波発生を予見できたとはいえないとしたのです。群馬訴訟の弁護団が「業界内部の基準にすぎない評価技術を優先」した判決だと批判したのは当然です。

「異なる重要な見解」

この点で対照的な仙台高裁は長期評価について、「多数の専門学者が参加した機関である地震本部が公表したもので」、「個々の学者や民間団体の一見解とはその意義において格段に異なる重要な見解であり、相当程度に客観的かつ合理的根拠を有する科学的知見であったことは動かし難い」と認定。電力会社社員らが多数を占める津波評価技術をまとめた土木学会の部会にも言及し、「原子力事業者を適正に監督・規制するための見解を策定するには不向きな団体である」と指摘しています。

津波評価技術で福島第1原発の敷地を超える津波は想定されなかったとする国の主張については、部会の委員を務め津波工学の第一人者の今村文彦・東北大学教授が18年12月の口頭弁論で証言し、過去に大地震の発生が確認されていない領域に大地震を想定するか否かの検討もしていない事実が明らかになり、その信頼性が問われました。しかし、判決はこの証言に触れていません。弁護団は「証拠を無視し、愕然（がくぜん）とした」と話していました。

東京高裁は、長期評価を前提に防潮堤を設置しても建屋などの水密化措置を講じても、事故は防げなかったと結論づけました。津波対策は「検討途上にあった」などとして3・11まで津波対策をしなかった東電と国の対応を容認しました。「国の姿勢に無批判で追随している。ゆるみ切った規制権限の考え方で構わないと言っている判決。これではまたどこかで事故があっても避けられない」と同種の訴訟に関わる弁護士が判決後の報告集会で批判しました。

国責任 認めさせよう

原発群馬訴訟 高裁判決うけ集会

しんぶん赤旗 2021年1月27日【社会】

東京電力福島第1原発事故をめぐり群馬県に避難した住民らの訴訟で国の責任を認めなかった東京高裁判決を受けた集会が26日、オンラインで開かれました。主催は原発被害者訴訟全国連絡会。

各地で同様の訴訟をたたかう原告や弁護団らは、判決への怒りとともに国と東電の責任を認めさせ、早期救済の道をひらこうと決意を固めました。

判決を傍聴席で聞き「頭が真っ白になった」という群馬訴訟原告の丹治杉江さんは、国の責任を認めた「生業（なりわい）を返せ、地域を返せ！」福島原発訴訟の仙台高裁判決と比べ、東京高裁は「政治への忖度（そんたく）以外の何物でもない」とし、「上告の階段を上っていきたい」と決意を表明しました。

同訴訟弁護団事務局長の関夕三郎弁護士は「原発に求められる安全性の程度について一切言及していない」などの判決の問題点を指摘しました。

連絡会共同代表で福島原発かながわ訴訟原告団長の村田弘さんは「原発を推進してきた国の責任を明確に認めさせ、被害・人権の回復を求める大義に向かって力を合わせて進んでいかなければならない」と述べました。

脱原発訴訟全国弁護団共同代表の河合弘之弁護士は、国・東電の主張を徹底的につぶしている仙台高裁判決に反論しない判決だと指摘。損害賠償訴訟と原発差し止め訴訟の弁護団・原告が「緊密に連携し、被害回復と原発をなくす広範なたたかいに」と発言しました。

立憲民主、社民党の国会議員、日本共産党の高橋ちづ子衆院議員、岩渕友参院議員があいさつをしました。